

## 規 則

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇八

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五五〇）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第三項」を削り、同条第一号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第五条を削る。

第六条第一項中「任用の事情等を考慮して委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者」を「人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第二条に規定するやむを得ない事情」に改め、同条第二項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同条第七号中「条例第十一条第三項に規定する職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員」に改め、「伴い」との下に「、「第一条」とあるのを「前項」と」を加え、「（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者に限る。）」を削り、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする

第八条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

4 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出（第二項の規定により第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）を要しない。

第九条第一項に後段として次のように加える。

前条第四項に規定する場合も、同様とする。

第十条第一項中「要件を欠くに至つた日」の下に「（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加え、同項中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の単身赴任手当に関する規則第五条第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(埼玉県人事委員会規則七一〇七二)の一部を次のように改正する。

附則第二項から附則第四項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。